

役員報酬規程

(役員報酬支給基準)

第1条 社会福祉法人関西中央福祉会の理事・評議員及び監事（以下「法人役員」という）が理事長の指示或いは理事会の委任を受け下記の業務を行う場合、同法人の定款「(評議員の報酬等) 第9条」及び「(役員及び会計監査人の報酬等) 第24条」に基づき、以下の規定にて日当と交通費等を支給する。ただし、施設長等の施設の職員である法人役員に本規定は適用しない。

1 法人役員が、理事会及び評議員会に出席したとき。

日当 10,000円（ただし、源泉徴収額を差し引いた額とする。以下、同じ。）

交通費 実費額（交通費は最も経済的な経路及び方法に基づいて計算を行う。ただし、天災等その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の間路又は方法によって移動し難い場合には実際の経路及び方法によって計算する。以下、同じ。）

2 法人役員が法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたったとき。

日当 10,000円

交通費 実費額

宿泊費 20,000円（1泊あたり）

(役員報酬の精算)

第2条 役員報酬は原則として任務終了後精算支払いとするが、必要ある場合は事前に概算額を支払い、任務終了後精算することができる。

(施行)

第3条 この役員報酬規程は平成23年 8月 5日から施行する。

平成24年4月1日より一部改訂（第1条第2項）

平成25年1月1日より一部改訂（第1条第1項）

平成27年7月30日より一部改訂（第1条第1項）

平成28年5月23日より一部改訂（第1条第1項及び第2項）

平成29年5月29日より一部改訂（第1条）

社会福祉法人 関西中央福祉会